

一般社団法人床ワックスをリサイクルする会

定 款

平成30年4月1日 作成

定 款

第 1 章 総 則

第 1 条 (名 称)

当法人は、一般社団法人床ワックスをリサイクルする会と称する。

第 2 条 (目 的)

当法人は、環境に配慮した資源循環型社会の形成に貢献することを目的とし、当該目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 資源循環型の床ワックス管理方法を用いた清掃業務
2. 床ワックス廃液のリサイクル業務
3. 前各号の業務に関する講習会の開催やコンサルティング業務
4. 第 1 号乃至第 2 号の業務に関連する清掃用品、リサイクル用品及びリサイクル製品の製造及び販売
5. 第 1 号の業務に関連する清掃機材の輸出入及び販売
6. 前各号に附帯する一切の活動

第 3 条 (主たる事務所の所在地)

当法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

第 4 条 (公告の方法)

当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 社 員

第 5 条 (資 格)

当法人は、当法人の目的に賛同して、積極的に運営に参画する同業種の企業、資機材メーカー・販売店などの関連企業又はそれらの代表者で構成する。

第 6 条 (入 社)

当法人の社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

第 7 条 (退 社)

1. 社員は、やむを得ない事由があるときは、当法人所定の様式による退社届を理事長に提出して、任意に退社することができる。
2. 前項のほか、社員は、次に掲げる事由の発生によって当然に退社する。
 - ① 総社員の同意
 - ② 死亡又は解散
 - ③ 破産手続、民事再生手続、その他の法的倒産手続開始の申立てがあったとき
 - ④ 後見開始、保佐開始又は補助開始の審判の申立てがあったとき
 - ⑤ 社員資格の喪失
 - ⑥ 除名

第8条 (除 名)

1. 社員が次の各号のいずれかに該当する場合は、社員総会において、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成をもって、その社員を除名することができる。この場合、直ちに、除名した旨をその社員に通知する。

- ① 当法人の定款・会則に違反したとき
- ② 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- ③ その他正当な事由があるとき

2. 社員を除名しようとするときは、社員総会の日から1週間前までに、その社員に対してその旨を通知し、かつ社員総会において弁明の機会を与えなければならない。

第9条 (経費等の負担)

当法人は、必要がある場合には、理事会の決議を経て、社員から会費または臨時会費を徴収することができる。

第10条 (社員名簿)

当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第3章 社員総会

第11条 (招 集)

1. 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。
2. 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事長がこれを招集し、理事の3分の2以上の請求があつた場合にも、理事長がこれを招集する。
3. 社員総会を招集するには、会日より3日前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

第12条 (招集手続の省略)

社員総会は、社員全員の同意があるときは、書面又は電磁的方法による議決権行使を認めた場合を除き、招集手続を経ることなく開催することができる。

第13条 (議 長)

社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わる。

第14条 (決議の方法)

社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の3分の2以上をもって行う。

第15条 (社員総会の決議の省略)

社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があつた場合において、その提案に社員の全員が書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があつたものとみなす。

第16条（議決権の代理行使）

1. 社員は、代理人1名を定め、その議決権を行使することができる。ただし、当該代理人は、当法人の社員又は第5条の要件を満たすと認められる者に限るものとする。
2. 社員又は代理人は、社員総会ごとに代理権を証明する書面を当法人に提出しなければならない。

第17条（社員総会議事録）

社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事がこれに記名押印する。

第4章 役員

第18条（役員の設定）

1. 当法人には理事3名以上、監事1名以上を置き、社員総会の決議をもって選任する。
2. 理事会の決議により、理事のうち1名を理事長に選定する。
3. 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、当法人を代表する。

第19条（役員の任期）

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
3. 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
4. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

第20条（報酬等）

理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第21条（役員の一部免除）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第114条第1項の規定により、理事又は監事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

第5章 理事会

第22条（理事会の設定）

当法人には理事会を置く。

第23条（招集）

1. 当法人の理事会は、理事長が必要に応じて招集する。
2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

第24条（理事会議事録）

理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席理事及び監事は記名押印する。

第 6 章 計 算

第 25 条（事業年度及び決算期）

当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、事業年度の末日を決算期とする。

第 26 条（剰余金の分配）

当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 7 章 解 散

第 27 条（解散）

1. 当法人は、次に掲げる事由によって、解散する。

- ① 社員総会の決議
- ② 社員が欠けたこと
- ③ 合併（当法人が消滅する場合の合併に限る）
- ④ 破産手続開始の決定
- ⑤ 解散を命ずる裁判

2. 前項第1号に掲げる事由によって解散するときは、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の議決権を有する者の賛成がなければならない。

第 28 条（残余財産の帰属）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人、公益財団法人、公益社団法人、公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 8 章 附 則

第 29 条（設立時社員の名称及び住所）

当法人の設立時社員の名称及び住所は、次のとおりとする。

川崎市川崎区鋼管通一丁目3番17号

和光産業株式会社

代表取締役 矢 口 寛 志

川崎市中原区上丸子八幡町816番地

株式会社アイ・ビー・エス

代表取締役 矢 野 智 之

神奈川県厚木市妻田南一丁目 17 番 54 号
株式会社朝日美装
代表取締役 矢 口 嘉 助

神奈川県逗子市沼間一丁目 1 番 16 号東逗子駅前ビル 2 階
株式会社オーエルサービス
代表取締役 山 本 領 矢

横浜市西区浜松町 7 番 18 号
株式会社キョウエイ
代表取締役 飛 田 雄 二

神奈川県厚木市上荻野 285 番地の 1
和光商事株式会社
代表取締役 矢 口 繁 雄

第 30 条（設立時理事、設立時代代表理事及び設立時監事）

当法人の設立時理事、設立時代代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設 立 時 理 事 矢口 寛 志
設 立 時 理 事 中西 正 敏
設 立 時 理 事 矢野 智 之
設 立 時 理 事 矢口 省 吾
設立時代代表理事 横浜市保土ヶ谷区藤塚町 11 番 1-103 号
矢 口 寛 志
設 立 時 監 事 山 本 領 矢

第 31 条（最初の事業年度）

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

第 32 条（設立時の事務所の所在場所）

当法人の設立時の主たる事務所の所在場所を次のとおりとする。

主たる事務所 川崎市川崎区鋼管通一丁目 3 番 17 号和光産業株式会社内

第 33 条（規定のない事項）

この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他法令によるものとする。

以上、一般社団法人床ワックスをリサイクルする会を設立するため、設立時社員の定款作成代理人である司法書士法人星野合同事務所（代表社員 星野大記）は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成 年 月 日

設立時社員 川崎市川崎区鋼管通一丁目3番17号
和光産業株式会社
代表取締役 矢口 寛志

設立時社員 川崎市中原区上丸子八幡町816番地
株式会社アイ・ビー・エス
代表取締役 矢野 智之

設立時社員 神奈川県厚木市妻田南一丁目17番54号
株式会社朝日美装
代表取締役 矢口 嘉助

設立時社員 神奈川県逗子市沼間一丁目1番16号東逗子駅前ビル2階
株式会社オーエルサービス
代表取締役 山本 領矢

設立時社員 横浜市西区浜松町7番18号
株式会社キョウエイ
代表取締役 飛田 雄二

設立時社員 神奈川県厚木市上荻野285番地の1
和光商事株式会社
代表取締役 矢口 繁雄

上記設立時社員の定款作成代理人

東京都中央区日本橋本石町三丁目3番16号
司法書士法人星野合同事務所
代表社員 星野 大記